

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う管理対象区域等の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年11月5日（金）16時00分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

高松専門職、久川係員

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

廃炉安全・品質室 担当3名

福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う管理対象区域等の変更、令和3年2月17日申請受理）に関して、令和3年11月4日に受理した補正申請により記載の適正化を行った内容について、資料等に基づき以下の説明があった。
 - 油処理装置の油分解装置に係る主配管仕様の変更は、実際の接続構成に倣って、表内の記載の順番のみを適正化した変更であること。
 - 2号機原子炉圧力容器窒素封入ラインは、現在単一構成であることから、本補正申請において、窒素封入ラインを追設することで信頼性向上を行うものであること。
 - プラントの安全確保上重要な設備について再整理したことにより、本補正申請において、保全区域の設定が新たに必要となる設備の追加を行うこと。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所2号機原子炉圧力容器窒素封入ライン追設について
現状に合わせた実施計画Ⅲ第1編第2編添付3保全区域の適正化について